

入院医療費の窓口負担を 軽くできる制度があります

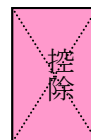
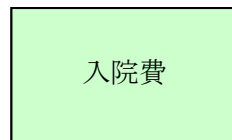
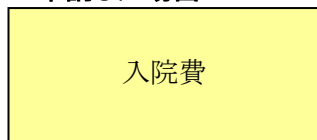


高額療養費制度(限度額適用認定証)のご案内

入院医療費が高額になった場合、病院から請求された医療費を一旦全額支払ったうえで『高額療養費制度』の申請すると、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。しかし、この方法では多額の費用を準備する必要があり、払い戻されるまでに2~3ヶ月かかります。

あらかじめ入院前に『限度額適用認定証』を申請し、交付された認定証を病院の窓口に表示することにより、窓口での支払額(保険診療分)が「自己負担限度額」までになります。(※入院時の食事負担や個室料金、おむつ代など健康保険適用外のものは含まれません。)

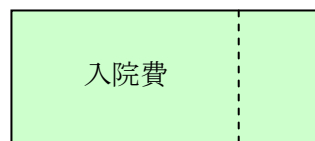
■申請した場合



●支払う金額が制限できる

※控除額…所得区分に応じて自己負担の上限金額は異なります。

■あとで払い戻しの請求をした場合



●全額を支払った後で請求すれば、控除分が戻ってくる

■申請しない場合



●請求金額の全額を支払う必要がある

手続き方法

☆ 入院が決まったら…

- ① 加入している医療保険の保険者へ申請・問い合わせをする(保険証の下に記載されています!)
 - ・国民健康保険証 → お住まいの各市町村役場の国保医療課 (北見市は、0157-25-1130)
 - ・全国健康保険協会 → 協会の各都道府県支部 (北海道支部は、011-726-0352)
 - ・共済組合 → 各共済組合担当部署へお問い合わせ下さい。
- ② 保険者から「限度額適用認定証」が交付されて届く(ご自宅や指定した場所へ郵送されてきます)
- ③ 入院時、病院の受付窓口へ「限度額適用認定証」と「保険証」を提示してください
- ④ 自己負担限度額までの費用の支払いをする(食事代等は別)

☆ 入院が突然の場合…

月末の入院で、届くのが次の月になってしまう場合などは、次の月からの適用となりますのでご注意ください。入院する日に間に合わなくても入院費は月ごとで計算しますので、その月の入院から利用できることもあります。医療相談室の精神保健福祉士にその旨を伝えてご相談ください。

☆ ご不明な点がございましたら…

玉越病院 医療相談室 精神保健福祉士まで、遠慮なくご相談ください。(電話:0157-24-3323)